

プロフィールシート (一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 阪神北支部)

令和7年12月22日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎:主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 人 残 留	児 童 虐 待 を 受 け た 者	ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者			
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満											
	対 象 者	保 護 観 察 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被 災 者		海 外 引 揚 者	※ 3 新 婚 世 帯	被 爆 者	原 子 爆 弾	戦 傷 病 者	設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 の 学 生 ※4	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
					災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上										

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	賃貸借契約締結等に係る相談
	入居中	入居中に於ける諸問題に係る相談
	退去時 (死亡時)	賃貸借契約の解除、明渡し等に係る相談
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専制又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		兵庫県宅地建物取引業協会 阪神北支部 相談事業部
連絡先等	電話番号	0797-76-5700
	メールアドレス	
	ホームページ	【兵庫県宅地建物取引業協会 阪神北支部】 https://hanshinkita.com/

プロフィールシート (公益社団法人全日本不動産協会 兵庫県本部)

令和 7年 12月 25日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎:主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中国 邦 人 残 留	児童虐待を 受けた者	ハンセン病療 養所入所者	DV被害者	拉致被害者	犯罪被害者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満									
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	保 護 観 察 対 象 者	収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災者		海 外 引 越 し 者	※3 新 婚 世 帯	被 爆 者	戦 傷 病 者	児童養護施設等退所者	L G B T	養護者等に 虐待を受けた者	低額所得世帯 の学生※4	要配慮者に対して生活支援を行う者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上									
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	
	入居中	
	退去時 (死亡時)	
	その他	全日会員の加盟店店舗との情報共有

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		公益社団法人 全日本不動産協会 阪神支部
連絡先等	電話番号	0798-38-6066
	メールアドレス	hanshin@hyogo.zennichi.or.jp
	ホームページ	https://www.hyogo.zennichi.or.jp/

プロフィールシート(社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会)

令和 7年 12月 25日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 残 留 邦 人	児 童 虐 待 を 受 け た 者	養 護 所 入 所 者 ハ ン セ ン 病 療	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未 満									
	◎	◎	◎	◎	◎									
	保 護 観 察 対 象 者	収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被 災 者		海 外 か ら の 引 揚 者	※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 ※4 の 学 生	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上									
												◎		

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	<相談内容> ・転居をしたいが、転居資金がない。 ・高齢のため転居先が見つからない。 ・転居後の家具や生活に必要なものがそろわない。
	入居中	<支援> ・エアコンや通院費等の生活に必要な資金の貸し付け
	退去時 (死亡時)	<相談内容> ・退去に当たり、家財処分の資金がない。 ・処分をどこに依頼すればよいか分からない。
	その他	<相談内容> ・身内が住んでいた空き家をどのような処分すればよいか。

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		伊丹市社会福祉協議会 総合相談支援課 伊丹市福祉権利擁護センター
連絡先等	電話番号	072-744-5130
	メールアドレス	
	ホームページ	https://www.itami-shakyo.or.jp/

プロフィールシート(NPO法人ゲートキーパー支援センター)

令和 7年 12月 17日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎:主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 邦 人 残 留	児 童 虐 待 を 受 け た 者	ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未 満									
	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎		◎			
	保 護 観 察 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災者		海 外 か ら の 引 揚 者	※ 3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 ※ 4 の 学 生	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上									
		◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎	

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	○ 相談(電話、メール、オンライン、対面。回数制限なし) ○ 直営のステップハウスの紹介(家具家電付。敷金礼金保証人不要) ○ 物件内覧同行 ○ 賃貸借契約の立ち合い ○ 引っ越し業者の紹介 ○ 福祉・法律相談の情報提供 ○ 行政の窓口などへの同行 ○ 中古家具・家電業者の紹介
	入居中	○ 定期の安否確認(電話、直接)を行います。 ○ 就労の相談、生活相談、心理相談(カウンセリング) ○ 債務整理や依存症治療などの相談(専門家紹介) ○ ステップハウスでの居場所の提供、同行支援
	退去時 (死亡時)	
	その他	



※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計一控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専制又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		つながり事業部
連絡先等	電話番号	
	メールアドレス	
	ホームページ	https://monban.net/

プロフィールシート(株式会社JAM)

令和 7年 12月 23日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外国 人	中国 邦 人 残 留	児童 虐待 を 受 け た 者	ハン セン 病 療 養 所 入 所 者	DV 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満								
	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	保護 対象 者 観 察	矯正 施設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災者		海 外 引 揚 か ら の ※3 新 婚 世 帯	被 爆 者 原 子 爆 弾	戦 傷 病 者	設 等 退 所 者 児 童 養 護 施 設	L G B T	養 護 者 等 に 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 の 学 生 ※4	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 対
				災害から 3年以内	災害から 3年以上								
						◎						◎	◎

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	・住宅セーフティネット等を利用した物件検索支援 ・一般不動産会社との連絡調整およびバックアップ支援 ・入居に必要な各種手続きに関する相談・助言 ・福祉サービス利用等に向けた関係機関との情報共有
	入居中	・賃貸借契約の更新時における事務的サポート ・家主・管理会社との連絡調整(トラブルの未然防止) ・居住継続が困難になりそうな際の早期察知と専門機関への繋ぎ ・生活環境の変化に伴う住み替え相談
	退去時 (死亡時)	
	その他	・居住支援に関する普及啓発活動および情報提供 ・地域のネットワーク会議(居住支援協議会等)への参画

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		株式会社JAM
連絡先等	電話番号	072-770-1177 【業務時間】 平日 午前9時～午後5時30分
	メールアドレス	info@jam-independence.com
	ホームページ	https://jam-independence.com

プロフィールシート(株式会社スリーマインド)

令和7年12月18日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中国 邦 人 残 留	児 童 虐 待 を 受 け た 者	ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未 満									
	◎		◎			◎								
	保 護 観 察 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被 災 者		海 外 か ら の 引 揚 者	※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 の 学 生 ※4	要 配 慮 者 と し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上									

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	■無料 ○住まいに関する相談 ○不動産業者・物件の紹介 ■有料 ○引っ越し時の家財整理・搬出・搬入などの支援
	入居中	■有料 ○死後事務委任(行政書士の紹介)
	退去時(死亡時)	■有料 ○家財処分・遺品整理・孤独死等の特殊清掃 ○葬儀、納骨等(紹介)
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		株式会社スリーマインド
連絡先等	電話番号	072-778-6611 【営業時間】 9:00~18:00(年末年始休み) 事前予約要
	メールアドレス	iejimai@3mind.jp
	ホームページ	https://3mind.jp/

プロフィールシート(伊丹市同和・人権・平和課)

令和 7年 12月 19日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎:主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 残 留 邦 人	児 童 虐 待 を 受 け た 者	養 護 所 入 所 者 ハンセン病療 養所入所者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満									
							◎						◎	
	対 象 者 保 護 観 察	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被 災 者		海 外 引 揚 者 の	※ 3 新 婚 世 帯	被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 の 学 生 ※4	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上									
										◎				

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	【外国人】相談内容に応じて、解決につながるよう担当所管課や関係機関など、適切な窓口 に案内するコーディネーターとしての役割 【犯罪被害者】相談内容に応じて、解決につながるよう担当所管課や関係機関など、適切な窓 口に案内するコーディネーターとしての役割。その他、遺族支援金や重症病支援金の支援 金、転居費用などの補助金などの制度案内、支給 【LGBT】啓発のみ(相談対応は、男女共同参画課【男女共同参画センター】)
	入居中	同上
	退去時 (死亡時)	同上
	その他	同上

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚姻成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専制又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		同和・人権・平和課(外国人相談窓口、犯罪被害者等支援総合相談窓口)
連絡先等	電話番号	【外国人】072-784-8148 【犯罪被害者】072-767-1063 ※2つとも、平日のみ。9:00から17:30まで
	メールアドレス	【外国人】 kokusaiheiwa@city.itami.lg.jp 【犯罪被害者】 dowaiinken@city.itami.lg.jp
	ホームページ	【外国人】 https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/JINKEN/tabunka_kyousei_heiwa/information_for_foreigner/1383652500150.html 【犯罪被害者】 https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/JINKEN/douwa_jinkenkankei/hanzaihigaisya/29169.html

プロフィールシート(伊丹市男女共同参画課)

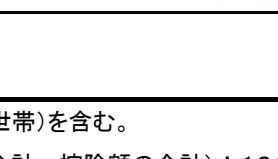
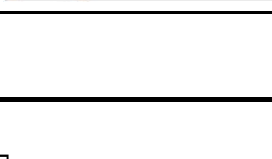
令和7年12月22日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者		外 国 人	中 国 邦 人 残 留	児 童 虐 待 を 受 け た 者	養 護 所 入 所 者 ハンセン病療 養所入所者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者		
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満											
											◎					
	対 象 者	保 護 観 察	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被 災 者		海 外 か ら の 引 揚 者	※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	設 等 退 所 者	児 童 養 護 施 設	L G B T	養 護 者 等 に 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 ※4 の 学 生	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
					災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上										
			◎									◎				

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	【DV被害者】配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)の防止及びDV被害者の早期発見、相談、保護、自立支援を各種関係機関との緊密な連携、調整の上行う。 (DV相談室) 【困難な問題を抱える女性】様々な悩みを抱える女性の相談及び必要な支援を行う。 (女性のよりそい相談室) 【LGBT】セクシュアルマイノリティ相談 (男女共同参画センター)		
	入居中	同上		
	退去時 (死亡時)	同上		
	その他			

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計一控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		男女共同参画課
連絡先等	電話番号	【DV被害者】072-780-4327 (DV相談室) 【困難な問題を抱える女性】072-784-8103 (女性のよりそい相談室) 【LGBT】072-767-1012 (男女共同参画センター)
	メールアドレス	男女共同参画課: danjosankaku@city.itami.lg.jp
	ホームページ	【DV被害者】 https://www.city.itami.lg.jp/mokuteki/SODAN/1392030477989.html (DV相談室) 【困難な問題を抱える女性】 https://www.city.itami.lg.jp/mokuteki/SODAN/46334.html (女性のよりそい相談室) 【LGBT】 https://itami-kokoiro.jp/counseling/sexual-minority/ (男女共同参画センター)

プロフィールシート(伊丹市健康福祉部共生福祉社会推進担当)

令和7年12月23日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎:主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 残 留 邦 人	児 童 虐 待 を 受 け た 者	ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満									
	保 護 観 察 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災者		海 外 か ら の 引 揚 者	※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯※4 の 学 生	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上									

自部署ではカテゴリー別で支援する対象者を絞っていません。どの制度も活用できていない他分野にまたがる複合的な問題を抱えている対象者を支援し、適切な部署につないだり、コーディネートを行っています。

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	様々な理由で住宅確保要配慮者になった対象者について、多機関と連携して、世帯全体の課題の整理をし、適切な支援機関につなぐ。
	入居中	住宅が確保できた後も、対象者が抱えている様々な課題を解決するため、多機関と連携し役割分担しながら支援を行う。
	退去時 (死亡時)	残された世帯員の支援を多機関と連携し役割分担しながら行う。
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専制又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		健康福祉部 共生福祉社会推進担当
連絡先等	電話番号	072-784-8099
	メールアドレス	chiiki-f@city.itami.lg.jp
	ホームページ	https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/TIKI_KONEN/TIKIHUKUSI/juso/index.html

プロフィールシート(伊丹市地域・高年福祉課)

令和7年12月23日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 残 留 邦 人	児 童 虐 待 を 受 け た 者	養 護 所 入 所 者 ハ ン セ ン 病 療	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未 満									
			◎											
	保 護 観 察 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災者		海 外 か ら の 引 揚 者	※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 対 し て の 学 生 ※4	低 額 所 得 世 帯	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上									
											◎			

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	○養護老人ホーム措置入所に関する相談受付・情報提供(条件あり) ○伊丹市老人ホーム入所判定委員会の開催
	入居中	【養護老人ホーム措置入所した方が対象】 ○措置先の施設へ市が措置費を支払い ○措置先の施設が医療や介護の調整を行い、生活の支援を実施 ○身寄りがなく、判断能力が低下している方であれば成年後見制度の申立を検討
	退去時 (死亡時)	○親族がいなければ措置先の施設に葬祭を委託
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		地域・高年福祉課
連絡先等	電話番号	072-784-8099 【業務時間】 平日 午前9時～午後5時30分
	メールアドレス	chiiki-f@city.itami.lg.jp
	ホームページ	https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/TIKI_KONEN/index.html

プロフィールシート(伊丹市介護保険課)

令和7年12月26日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外国 人	中国 邦人 残留	児童 虐待を 受けた者	ハンセン 病療 養所入所者	DV被害者	拉致被害者	犯罪被害者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満									
			◎											
	保護 対象者	矯正 施設 収容者	困難な問題 を抱える女性	被災者		海外 からの 引揚者	※3 新婚 世帯	原子 爆弾 被爆者	戦傷 病者	児童 養護 施設 等退 所者	L G B T	養護者等に 虐待を受け た者	低額所得世帯 の学生※4	要配慮者 に対して 生活支 援を行 う者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上									

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	●高齢者施設に入所ができない方からの相談に対し、包括と連携しながら選択肢を提示する。(実際は相談例ないが、考え得るケースとして)
	入居中	●施設から自宅に戻る際に、手すり設置等の住宅改修制度を利用できるかの相談など。
	退去時 (死亡時)	
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		介護保険課
連絡先等	電話番号	TEL:(072)-784-8037 【業務時間】 平日 午前9時～午後5時30分
	メールアドレス	kaigohoken@city.itami.lg.jp
	ホームページ	https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KAIGO/index.html

プロフィールシート(伊丹市障害福祉課)

令和 7年 12月 22日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 残 留 邦 人	児 童 虐 待 を 受 け た 者	ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満									
				◎										
	保 護 観 察 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災害者		海 外 か ら の 引 揚 者	※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 の 学 生 ※4	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上									

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	障がい者が適切にグループホーム等を利用できるように関係機関と連携し、継続的な相談支援を行う。
	入居中	同上
	退去時 (死亡時)	同上
	その他	同上

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		障害福祉課
連絡先等	電話番号	072-784-8032 【業務時間】平日:午前9時~午後5時30分
	メールアドレス	syogai-cw@city.itami.lg.jp
	ホームページ	https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/SYOGAIF/index.html

プロフィールシート(伊丹市生活支援課)

令和7年12月17日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中国 邦人 残留	児童虐待を 受けた者	ハンセン病療 養所入所者	DV被害者	拉致被害者	犯罪被害者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満									
		◎						◎						
	保護観 察対 象者	矯正施 設収 容者	困難な問題 を抱える女性	被災者		海外からの 引揚者	※3 新婚世帯	原子爆 弾被爆 者	戦傷病 者	児童養護施 設等退所者	L G B T	養護者等に 虐待を受け た者	低額所得世帯 の学生※4	要配慮者に対 して生活支 援を行う者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上									

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	- 生活保護の申請相談及び制度説明(ホームレス) - 救護施設や日常生活支援施設への入所調整
	入居中	- 住宅扶助費の支給 - 転居における初期費用及び引っ越し代の支給検討(高額家賃等支給要件あり)
	退去時 (死亡時)	
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		生活支援課
連絡先等	電話番号	生活支援課 (072)-782-8605 【業務時間】 平日 午前9時～午後5時30分
	メールアドレス	
	ホームページ	

プロフィールシート(伊丹市自立相談課)

令和7年12月17日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者	外 国 人	中 国 留 邦 人	児 童 虐待 を 受 け た 者	養 護 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未満								
	◎									◎		◎	
	保 護 観 察 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被災者		海 外 引 越 か ら の ※3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 ※4	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者
				災害から 3年以内	災害から 3年以上								
						◎	◎					◎	◎

※黄色の箇所について、一旦は伊丹市健康福祉部自立相談課で相談を受けますが、その後別の担当課で受け持つ場合があります

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	・転居に関する相談及び支援(物件への同行支援等) ・転居費用の一部支給に関する支援(利用条件有)
	入居中	・住まいに関する困り事があった際の相談支援(来所・電話・メール対応可) ・居住支援員による入居後の状況確認(概ね1ヶ月程度の間) ・家賃の一部を補助する支援(利用条件有)
	退去時 (死亡時)	現時点では特に無し
	その他	・就労支援、家計管理に関する支援、子どもの修学に関する支援、 ひきこもりに関する支援等を実施(各支援の利用に関しては対象条件有)

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		自立相談課
連絡先等	電話番号	自立相談課 (072)-780-4344 【業務時間】平日:午前9時~午後5時30分
	メールアドレス	E-mail:jiritsusoudan@city.itami.lg.jp
	ホームページ	URL: https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/JIRITU_SODAN/index.html

プロフィールシート(伊丹市こども福祉課)

令和7年12月22日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

<支援対象者(住宅確保要配慮者)>

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高齢者	障がい者※2		子ども(ひとり親も含む)を養育している者	外国人	中国 邦人 残留	児童虐待を受けた者	ハンセン病療養所入所者	DV被害者	拉致被害者	犯罪被害者	
	生活保護以外※1	生活保護		18歳以上	18歳未満									
					◎	◎			◎					
	保護観察対象者	矯正施設収容者	困難な問題を抱える女性	被災者		海外からの引揚者	※3 新婚世帯	原子爆弾被爆者	戦傷病者	児童養護施設等退所者	LGBT	養護者等に虐待を受けた者	低額所得世帯の学生※4	要配慮者として生活支援を行う者
				災害から3年以内	災害から3年以上									
										◎				

<主な支援内容(相談対応内容)>

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	- 母子生活支援施設の入所相談(母子世帯) - 児童相談所との調整(18歳未満の児童) - 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度の相談
	入居中	ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度
	退去時(死亡時)	
	その他	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。

政令月収額=(世帯のそれぞれの所得を合計-控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

<会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)>

課名及び担当者名		こども福祉課
連絡先等	電話番号	072-780-3518
	メールアドレス	kodomofukushi@city.itami.lg.jp
	ホームページ	https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KODOMOF/index.html

プロフィールシート(伊丹市住宅政策課)

令和7年12月11日作成

支援対象者(住宅確保要配慮者)の視点で、支援対応可能な内容をご記入ください。

＜支援対象者(住宅確保要配慮者)＞

◎: 主な支援対象者 (住宅確保要配慮者)	生活困窮者		高 齢 者	障がい者※2		子ども(ひとり親も 含む)を養育して いる者		外 国 人	中 国 残 留 邦 人	児 童 虐 待 を 受 け た 者	ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者	D V 被 害 者	拉 致 被 害 者	犯 罪 被 害 者	
	生活保護 以外※1	生活 保護		18歳 以上	18歳 未 満										
	◎														
	保 護 対 象 者	矯 正 施 設 収 容 者	困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性	被 災 者		海 外 か ら の 引 揚 者	※ 3 新 婚 世 帯	原 子 爆 弾 被 爆 者	戦 傷 病 者	児 童 養 護 施 設 等 退 所 者	L G B T	養 護 者 等 に 虐 待 を 受 け た 者	低 額 所 得 世 帯 の 学 生 ※ 4	要 配 慮 者 に 対 し て 生 活 支 援 を 行 う 者	
				災 害 か ら 3 年 以 内	災 害 か ら 3 年 以 上										
			◎	◎											

＜主な支援内容(相談対応内容)＞

主な支援内容 (相談対応内容)	入居前	● 伊丹市営住宅※1への入居相談支援(定期募集、随時募集) ● 公的賃貸住宅(公社賃貸住宅及びUR賃貸住宅等)の情報提供 ● 被災時(災害発生時)の市営住宅入居支援(条件あり)	伊丹市営住宅 入居募集案内書 ＜受付期間＞ 令和7年度第2回 令和7年10月1日(水)から 令和7年10月15日(木)まで 窓口受付 伊丹市営住宅管理センター窓口にて 平日9時00分～18時00分まで 「土・日・祝祭日は除く」 郵送受付 令和7年10月15日までの期日のものに 限ります ※30歳未満10月1日より郵便物が届くまで おきます 「同居・ハビタビが認められる」とお伝えください 「同居手続の準備、届け出が必要です」 ハートフルサポーター 【軽作業サービス】 受け付けます!! 【サービス対象】 伊丹市営住宅に入居している ・75歳以上の単身高齢者世帯 ・身体障がい者世帯 ・高齢者単身世帯 ※伊丹市営住宅の住宅管理費・修繕費を軽減するサービスです。 15分単位で完了する軽作業のみです。お申し込みください。 『ハートフルサポーター』 (軽作業サービス) を行います。 お呼びこみで来てくださる「要援の世帯」や「要援の世帯」 など、お困りの際には、お気軽にご連絡ください。 【注意事項】 ・作業内容はあらかじめ、要援の世帯に事前にご説明いたします。 ・作業内容は要援の世帯の状況により変更される場合があります。 ・作業内容は要援の世帯の状況により変更される場合があります。 ・作業内容は要援の世帯の状況により変更される場合があります。 ・作業内容は要援の世帯の状況により変更される場合があります。
	入居中	＜伊丹市営住宅に入居された方が対象＞ ● 入居中の支援相談(適宜、会員との連携) ● 家賃等減免申請(減免条件あり) ● 高齢者見守りサービス(利用条件あり) ● 軽作業支援サービス(利用条件あり)	
	退去時 (死亡時)		
	その他	● 伊丹市居住支援協議会の事業実施(各会員との情報共有等を実施)	

※1 低所得者(政令月収額15.8万円以下の世帯)を含む。
政令月収額＝(世帯のそれぞれの所得を合計－控除額の合計)÷12ヶ月

※2 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)

※3 婚姻届出日から5年以内の者及びその家族(事実婚を含む)ならびに婚約成立した男女及びその家族

※4 高校生、大学生、大学院生、高専生又は専門学校生で、独立及び低額所得者の親族から仕送り等で生計を営もうとする単身者

＜会員情報(課名及び担当者名、連絡先等)＞

課名及び担当者名		【伊丹市営住宅】 住宅政策課 伊丹市営住宅管理センター 【伊丹市居住支援協議会】 住宅政策課
連絡先等	電話番号	住宅政策課 (072)-784-8069 【業務時間】 平日 午前9時～午後5時30分 伊丹市営住宅管理センター (072)-784-8061 【業務時間】 平日 午前9時～午後6時
	メールアドレス	住宅政策課 jyutaku@city.itami.lg.jp 伊丹市営住宅管理センター 下記ホームページ内に「お問合せフォーム」あり
	ホームページ	住宅政策課 https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/JYUTAKU/index.html 伊丹市営住宅管理センター https://itamishi-jyutaku.com/